様式第１０号(第１１条関係)

計画認定建築物改善命令書

　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　伊勢崎市長　　　　　　　　印

　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第２０条の規定に基づき、次の計画認定建築物について改善に必要な措置をとるべきことを命じます。

　１　計画認定年月日及び認定番号

２　計画認定建築物の位置

３　計画認定建築物の用途

４　改善に必要な措置の内容

５　改善に必要な措置の期限

教示

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、伊勢崎市を被告として（訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　正当な理由があるときは、上記１及び２の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。